

○行政改革の取り組み内容（平成25年度取組分）

1 取組項目 No.47 【職員意識改革の醸成】

職員の創意工夫に基づく自由な発案を具体化し、町民満足度の高い行政運営を確保するものとして、美幌町職員提案制度を導入しました（平成26年1月1日施行）。

○資料…職員提案・庁内ベンチャー制度、美幌町職員提案制度実施規程

2 取組項目 No.55 【文書管理体制の見直し】

平成24年度から総務グループの一部担当でファイリングシステム導入の検討をしてきた結果、現状の文書管理に対する職員の意識改革及び文書管理システムの見直しによって、組織内情報共有化、執務室及び書庫の有効活用並びに文書管理業務のパターン化等が促進され、その導入効果は確実なものと考えられます。

平成26年度より本格導入します。

○資料…文書管理システムにおける文書の流れ

3 取組項目 No.57 【広報誌のリニューアル】

平成25年度11月1日号（広報びほろ）より次の6点をリニューアルしました。

- ①表紙のデザイン
- ②お知らせ記事のデザインを統一
- ③「今月のお知らせ」のコーナー
- ④マナセン・トレセン・博物館・図書館コーナーを新設
- ⑤子育てのページを充実
- ⑥裏表紙にカレンダーを復活

4 取組項目 No.60 【町民満足度調査の実施】

回答結果は町ホームページの他、「まち育新聞第7号」（平成26年1月発行）で概要を公表しました。また、3月発行の同新聞第8号で、回答結果を受けての今後の対応等を公表する予定です。

○資料…美幌町 住民満足度調査 2013

Bihoro Town Proposal System

職員提案・庁内 ベンチマーク制度

WANTED!!

日常業務の小さな改善から
新たな事務事業の企画まで
やわらかか頭による粹なアイデア

町民の皆さんのが幸せに暮らせる
町にするためのアイデアを
お待ちしています。

いつでも
歓迎！

提案者
まちづくり
グループ
1人でも複数でも可
すべての職員が対象

スタート

町民の満足
町民の幸せ

実施
事業化

- 採用
- 修正採用
- 保留（継続審議）
- 不採用、等

政策会議
協議事項
or
報告事項

政策力フェエ
まちづくり主幹、財務主幹
提案に関係する部局の
主幹、主査など

- 【概要説明・質疑等】
- 提案者（プレゼン等）
- 政策担当（サポート）

付議

政策担当
まちづくり
グループ

行政事務改善
委員会

付議
行政事務改善など
の提案
具申

所管する部局
町長
実施

この制度は、あなたが
温めているアイデアを
カタチにするものです。

美幌町職員提案制度実施規程

(目的)

第1条 この規程は、事務事業の改善並びにまちづくりの新たなアイデア及び企画に関する職員の提案（以下「提案」という。）を奨励することにより、職員の施策参画及び改善意欲の高揚による活力ある組織風土をつくり、もって町民満足度の高い行政運営を確保することを目的とする。

(提案者)

第2条 提案の資格を有する者は、職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第1項に規定する一般職及び特別職をいう。以下同じ。）とする。

(提案)

第3条 職員は、次の各号のいずれかに該当する提案について、その大小軽重を問わず、隨時提案をすることができる。

- (1) まちづくりの推進に関すること。
- (2) 事務事業の改善又は新規事業化に関すること。
- (3) 収入の増加又は経費の節減に関すること。
- (4) 窓口事務及び町民サービスの向上に関すること。
- (5) 職員の意識改革に関すること。
- (6) 職場環境の改善に関すること。
- (7) その他町民の利便性の向上及び行政事務の改善に関すること。

2 提案は、職員間の共同で行うことができる。この場合において、そのうちの1名を代表者として定めるものとする。

3 提案をする職員は、総務部まちづくりグループ政策担当（組織に応じた職の名称は、美幌町事務分掌規程（平成18年美幌町訓令第2号）に準じる。以下同じ。）に対し、次に掲げる事項を記載した書面及び関係資料（電子媒体を含む。以下、書面及び関係資料を併せて「提案書」という。）を提出しなければならない。

- (1) 提案者の職名及び氏名（共同提案の場合は代表者及び提案者全員の連署）
- (2) 提案日
- (3) 提案の題名
- (4) 提案の内容が第1項各号のいずれに該当するかの別
- (5) 提案の内容に係る現在の課題（問題提起）
- (6) 提案の具体的な内容（改善点又は新たな事業内容）
- (7) 提案の内容を実施することにより期待される効果（パフォーマンス）
- (8) 提案の内容を実施するために必要な財源、体制等（コスト）

(政策カフェ)

第4条 職員による提案を検討するため、職員提案検討会（以下「政策カフェ」という。）を置く。

2 政策カフェは、まちづくり主幹、財務主幹、政策担当、財務担当、提案に関連する部局の主幹、主査その他まちづくり主幹が必要と認める職員をもって組織する。

(政策カフェにおける検討)

第5条 政策担当は、提案書の提出を受けたときは、第3条第3項各号に規定する記載事項に不備がないことを確認し、当該提案を次に掲げる区分により政策カフェ又は行政事務改善委員会（美幌町行政事務改善委員会設置規程（昭和38年美幌町訓令第1号）に定める委員会をいう。）に付議しなければならない。この場合において、政策担当は、必要に応じて、提案者に対し、提案手続を効果的かつ円滑に進めるための協力をするものとする。

- (1) 政策カフェに付議する提案** 新たな政策に関する提案又は予算措置若しくは人員配置その他これに類する措置を要するもの
- (2) 行政事務改善委員会に付議する提案** 行政事務改善その他の簡易なもの
- 2** 政策カフェは、前項の規定による付議を受けたときは、当該提案の概要について提案者が説明をする機会を設けるとともに、必要に応じて質疑をすることができる。
- 3** 政策カフェは、提案書、前項の説明及び質疑の内容並びに町の状況等を総合的に考慮して、当該提案を政策会議に付議するか否かを検討し、その結果を総務部長に報告するものとする。
- 4** 総務部長は、前項の報告を受けて当該提案を政策会議に付議するものとする。

(政策会議における採否の決定)

第6条 政策会議は、前条第4項の規定により付議を受けたときは、次に掲げる区分により、提案の採否を決定するものとする。

- (1) 採用** 現在の課題に対する有効な改善等につながるものとして、提案の全部又は一部の実施を適当と認めるもの
 - (2) 保留** 直ちに採否の決定をすることができず、なお調査、研究等を要するもの
 - (3) 不採用** 実施が不可能又は不適当なもの
- 2** 政策会議は、提案の採否を検討するに当たっては、この規程の目的及び政策カフェの意見を斟酌するものとする。

(採用された提案の実施)

第7条 前条第1項第1号の規定により採用された提案については、当該提案に係る事業を所管する部局長が、その実施に必要な措置を講ずるものとする。

- 2** 前項に規定する部局長は、提案に係る事業の実施についての計画及び結果を町長に報告しなければならない。

(補則)

第8条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、政策会議で定める。

附則

(施行期日)

この規程は、平成26年1月1日から施行する。

文書管理システムにおける文書の流れ

